

### 第3章 相互協力、支援体制

本章では、図書館間、あるいは図書館外との相互協力、支援体制がどうなっているかについての集計結果をまとめた。

#### 1 同一自治体内における相互協力、支援体制

##### (1) 同一自治体内における図書館間の体制

複数館を持つ自治体での、図書館間の相互協力、支援体制について、あらかじめ決まったものがあるか、あるとすればどのようなことを決めているのかを調査した。なお、複数の図書館をもたない自治体については無回答とする形で調査を行っている。

##### ア 同一自治体内での図書館間の連絡体制はあるか

都道府県立図書館では20自治体(42.6%)、市区町村立図書館では353自治体(27.8%)の図書館が、いざというときにどのような手段で連絡を取り合うかが「決まっていない」となっている。

表 3.1 図書館間の連絡体制

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
決まっていない	20	42.6%	353	27.8%
電話・FAXの連絡網がある	10	21.3%	453	35.7%
メールでの連絡網がある	9	19.1%	174	13.7%
公用車・協力車等の巡回連絡体制がある	3	6.4%	98	7.7%
その他	2	4.3%	89	7.0%
無回答	13	27.7%	367	28.9%
回答者数	47	—	1,269	—

(複数回答)

##### イ 中心館機能の維持はどうするか

都道府県では23自治体(48.9%)、市区町村では691自治体(54.5%)が、中心館の機能が損なわれたときにどのように中心館機能を維持するかが「決まっていない」となっている。

表 3.2 中心館が被災した場合、中心館機能をどう分担するか

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
決まっていない	23	48.9%	691	54.5%
中心館機能を負う館の優先順位が決まっている	0	0.0%	41	3.2%
その他	6	12.8%	85	6.7%
無回答	18	38.3%	452	35.6%
合計	47	100.0%	1,269	100.0%

##### (2) 同一自治体内における図書館外との体制

##### ア 図書館以外の部署との連絡体制

都道府県では45自治体(95.7%)、市区町村では1,113自治体(87.7%)が電話での連絡体制があると回答している。また、FAX、メールも回答比率が高く、複数の連絡手段を定めている館が多いようだ。

表 3.3 図書館以外の部署との連絡体制

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
ない	2	4.3%	101	8.0%
電話	45	95.7%	1,113	87.7%
FAX	33	70.2%	713	56.2%
メール	34	72.3%	791	62.3%
連絡車（公用車）	7	14.9%	401	31.6%
SNS（ツイッター等）	0	0.0%	15	1.2%
その他	3	6.4%	90	7.1%
無回答	0	0.0%	18	1.4%
回答者数	47	—	1,269	—

（複数回答）

#### イ 図書館以外の部署との応援体制

都道府県では 36 自治体（76.6%）、市区町村では 925 自治体（72.9%）が定められていない、と回答している。

表 3.4 応援体制が定められているか

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
定められている	11	23.4%	327	25.8%
定められていない	36	76.6%	925	72.9%
無回答	0	0.0%	17	1.3%
合計	47	100.0%	1,269	100.0%

#### ウ どのような応援体制が定められているか

##### 都道府県

12 自治体（25.5%）が回答。何らかの要綱に基づいた非常参集や連絡などで決まっているという回答が寄せられた。

- ・情報共有と連絡調整
- ・緊急対策要員による情報収集及び対応
- ・「災害時職員参集計画」により定めている
- ・県職員体制（震災）教育庁危機管理担当を中心とした全教育庁の対応
- ・緊急参集時に、他地区の県政総合センターや県立高校へ職員を応援として派遣する
- ・災害対策本部長等の指示により、他部・他班の事務に従事する場合がある
- ・震度 5 以上の場合、決められた職員が緊急初動班として所定の場所に駆けつける
- ・「大規模地震時の業務継続マニュアル」の全庁的な業務資源の確保方策に基づき実施する
- ・特になし
- ・「県災害対策本部教育部要綱」により、本庁の所管課（社会教育課）と連絡をとり、必要により応援体制をとることとされている
- ・防災時での地域別緊急集合場所
- ・県教育委員会防災計画による

## 市区町村

326 自治体（25.7%）が回答。何らかの要綱に基づいた非常参集や連絡などで決まっているという回答が寄せられた。また、図書館サービスを停止して防災組織の一部を分担する図書館や、図書館（あるいは図書館を含む複合施設）が避難場所に指定されていてその管理運営をすることになっている図書館も多数あった。

以下にその一部を列挙する。なお、具体的な自治体名は表現を変更し、紙面の都合上、重複する部分は省略したものもある。

- ・非常招集体制
- ・電話により応援要請／市役所全体の防災計画に図書館も組み込まれており、震度による参集範囲や業務分担が定められている
- ・図書館が市庁舎内のため庁舎防災計画規定による
- ・避難場所の確保、被災者への対応／幹部職員の配置場所など
- ・緊急用連絡網の作成
- ・特に定められていないが、教育委員会との連携が可能であること 防災訓練を合同で実施しているなど
- ・町地域防災計画により、防災組織が定められ、防災会議の組織で教育委員会は教育対策部と位置付けられ、災害応急対策等の住民組織等への協力要請を得る団体として、女性団体連絡協議会と青年団体連絡協議会の2団体を指定している
- ・図書館が属している課から応援の職員が派遣される／町防災会議条例
- ・『文教対策部文教支援班』として、 応急対策、被害調査、社会教育施設の応急利用、教科書・学用品の供与などを行う
- ・施設被害調査、人員派遣、相互協力
- ・教育委員会社会教育課から応援
- ・複合施設を管理する指定管理者として、設置者（自治体）からの要請に応える
- ・情報収集・報告
- ・社会教育関係課による社会教育施設及び文化財の被害調査の応援体制を定めている。
- ・本部長（市長）は、必要に応じて各部（教育員会）及び各班（生涯学習班）に対し、他の業務への応援を命じることができる
- ・指定管理者のため、県内で同社で指定管理を委託されている館とも協力体制をとり、応援の要請なども行う
- ・複合施設のため、教育委員会・公民館と共通に体制をとっている
- ・市民避難所への派遣応援
- ・市職員緊急時用ハンドブックによる
- ・市災害対策本部の指示に従う
- ・緊急を要する際の救護所、医療機関への搬送
- ・役場の災害対策本部との情報共有
- ・町職員を部ごとに分け、各部を班編成し、部内及び他部への応援を行う
- ・災害時に設置される市災害対策本部には 10 の支部があり、その中の一つとして災害対策教育部がある。災害対策教育部は 6 班に分かれ、図書館職員は応援班の一員として、総務・学校教育・学校管理・生涯学習・体育振興の各班に対する応援派遣を行う

- ・災害時に図書館・児童館等の近隣の施設職員が図書館と隣接する指定避難所(小学校体育館)でその開設・運営に当たることになっている。又、必要に応じ、本庁部局職員の応援も要請出来る
- ・災対教育部において、部内及び他の部・班の応援に関する事。避難所の提供・収容補助、物資集積所開設、現地連絡所の開設・運営、文化財の保護対策に関する事
- ・避難所への応援体制
- ・災害・事故等が発生した際に直ちに対応できるようにフローチャートを作成し、教育委員会・警察・消防・設備関連等関係者へ協力を求めることとしている
- ・休館中
- ・被害の状況やその時点での災害対策活動の優先度などに応じて、適宜、組織の再編や応援体制を組むものとしている
  - \* 避難所の運営 \* 所管施設の被害状況調査、応急復旧
- ・①中央図書館の被害状況の調査報告に関する事 ②避難所の運営に関する事 ③部内各班への応援協力に関する事
- ・速やかに、教育委員会部局の状況を報告し、応援が必要と判断した際は、まず、教育委員会部局の職員が応援に来ます
- ・近隣事務所から現場への駆けつけ。車で約 20 分以内で約 29 名の人的支援が可能
- ・地震の規模に応じて、第一配備から第四配備まであり、それぞれの体制を取る
- ・図書館自体緊急避難先に指定されているので自治体より物資及び人の応援体制が整っています
- ・教育部災害対策伝達系統図
- ・警察署から帰宅困難者の受入れを依頼されており、それに伴う警備等を受けられるよう取り決めている
- ・自治体で策定する事業継続計画で現在検討中
- ・『大規模地震発生時における初動時の職員参集及び活動マニュアル』により、近くの小中学校(避難所)への協力等が定められている。さらに、『市災害対策本部組織要綱』等で収容援助第 2 班として他班の応援に関する事等が定められている
- ・「施設周辺での活動に支援して行くものとする。」と定められている
- ・施設の応急復旧は、担当部班が重要施設から優先的に実施し、電気、ガス、電話の各事業者及び水道部・下水道班との連携をとる。また被害状況、応急対策の進捗状況を広報する。視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する
- ・館長(班長)が教育総務班に連絡し、調整後に応援体制に移行
- ・分館については、公民館の中に設置されている館もあるので、公民館とも応援体制がある
- ・図書館への応援ではなく、非常時には通常の組織体制とは異なる災害対策時の組織となり、通常業務である図書館業務以外の避難所設営等の業務へ従事することとなる
- ・自治体全体で BCP 計画(Business Continuity Planing「事業継続計画」)を策定し、非常時の事業態勢を決めている
- ・初動要員
- ・施設の利用者を避難誘導後は閉館し、他部署との分担により、帰宅困難者対応や避難所開設等を行う
- ・【応急復旧期の組織(おおむね 72 時間以降)】 通常業務にあたる人員を縮小し、職員は復旧業務を行う。各災害対応部の各部長は職員の健康管理に十分留意し、災害対策本部と協議しながら、

弾力的に職員配置をする

- ・図書館が救護活動拠点として、避難市民の受入、支援ボランティアの活動場所の提供など、支援活動を行う
- ・自治体内で災害における従事職員が指名されている。それによって指名職員は避難施設等に応援に行くことになっている。図書館は避難施設ではないため応援はこない
- ・近隣のスポーツ施設にて帰宅困難者の受入れに当たる
- ・被害状況把握後、必要人員等をオーダーすることになっている
- ・複合施設（公民館・市民会館）の防災マニュアルですので、相互協力（市と指定管理者）を行う内容となっている
- ・安全確保、利用者対応、被害状況把握など
- ・館内に防災支部設置用品が配置させており、災害時に連絡が取れるようになっている
- ・応急食料の調理・手配に関すること
- ・無線機による情報交換、市職員による非常食・毛布といった備蓄物の配布
- ・緊急連絡網
- ・教育支援班            1 避難所の設置、運営への支援            2 応急教育対策（教材等の供与等）            3 P  
T Aなど教育関係団体への協力要請            4 文化財、公民館等の被害調査            5 その他部内、他班  
の応援・協力
- ・職員数が不足するときは、応援要請書に必要事項を記入し、町本部に要請するものとする。ただし、応援要請書を作成する時間がないときは、口頭で要請するものとし、後日、応援要請書を提出するものとする。（派遣職員優先順位：所属課内→他課→他市長、県）
- ・避難所対応（地震に限らず災害一般において、出先施設は避難所に指定されている。） 職員は災害時対策要員として、図書館業務以外の災害対策業務に出動する。（主に男性） 女性職員は通常業務
- ・図書館への応援体制はありませんが、図書館職員の災害時における応援体制はあります。災害対策における各部局により支援対策が異なり、図書館は支援対策部局として施設の被害状況調査、障害者、要介護高齢者、乳幼児母子等の安否確認、生活必需品の運搬準備、災害ボランティアの要請・受入・活動支援等、その他に従事することになっている
- ・指定管理者が管理しているため、市として応援体制をとることになる
- ・人的応援
- ・正規職員については、町の防災計画による担当に組み込まれている他、職員ごとに地区担当が割り当てられており、災害時には分担して見回りなどを行っている
- ・食料および生活必需品等の供給計画や、文教対策など
- ・指定管理者本社・支店の応援（物資支援等）
- ・指定管理者担当課との緊急時連絡体制、協定書リスク分担に基づき、指定管理担当課で施設復旧にあたる
- ・現場急行
- ・定められてはいない

## 2 他の自治体の図書館との相互協力、支援体制

### (1) 都道府県立図書館による市区町村立図書館への相互協力、支援体制

#### ア 都道府県下の市区町村立図書館との連絡体制はあるか

域内の市区町村立図書館をサポートすることが期待される都道府県立図書館であるが、38自治体（80.9%）が連絡体制が決まっていないという回答だった。

表 3.5 都道府県下の市区町村立図書館との連絡体制

回答項目	回答数	構成比
決まっていない	38	80.9%
電話	7	14.9%
FAX	7	14.9%
メール	7	14.9%
連絡車（公用車）	3	6.4%
SNS（ツイッター等）	1	2.1%
ホームページ内の職員専用ページの掲示板	2	4.3%
その他	3	6.4%
無回答	0	0.0%
回答者数	47	-

（複数回答）

#### イ 都道府県下の市区町村立図書館との協力体制は決まっているか

協力体制についても同様で、46自治体（97.9%）が決まっていないと回答した。

表 3.6 都道府県下の市区町村立図書館との協力体制

回答項目	回答数	構成比
決まっている	1	2.1%
決まっていない	46	97.9%
無回答	0	0.0%
合計	47	100.0%

#### ウ どのような協力体制か

唯一決まっていると回答した館は「県内公共・大学・専門図書館間の有事の際の相互応援の申し合わせを行っている」と回答した。

### (2) 市区町村同士の相互協力、支援体制

#### ア 他の図書館との連絡体制との連絡体制はあるか

市区町村立図書館で、同一都道府県域内にある他の市区町村立図書館との連絡体制が「ない」という回答は872自治体（68.7%）、つまり無回答を除く366自治体（28.8%）は何らかの連絡体制があると回答した。

表 3.7 他の図書館との連絡体制との連絡体制

回答項目	回答数	構成比
ない	872	68.7%
電話	338	26.6%
FAX	273	21.5%
メール	268	21.1%
連絡車（公用車）	90	7.1%
SNS（ツイッター等）	3	0.2%
ホームページ内の職員専用ページの掲示板	78	6.1%
その他	18	1.4%
無回答	31	2.4%
回答者数	1,269	-

（複数回答）

## イ 応援体制は決まっているか

応援体制については決まっていないという回答は1,177自治体（92.8%）だった。

表 3.8 応援体制

回答項目	回答数	構成比
決まっている	59	4.6%
決まっていない	1,177	92.8%
無回答	33	2.6%
合計	1,269	100.0%

## ウ どのような応援体制か

35自治体（2.8%）が回答。なんらかの申し合わせ、連絡体制の構築、物資・人材の提供などが挙げられた。

以下にその一部を列挙する。なお、具体的な自治体名は表現を変更し、紙面の都合上、重複する部分は省略したものもある。

- ・復旧作業に時間や人手を要する場合、できる範囲での協力を行う
- ・県公共・大学・専門図書館等連絡協議会の相互応援の中でグループ化され、相互の連絡体制の基直接支援と間接支援が盛り込まれているが、市町村立図書館にあっては個々の自治体の防災組織に組込まれているため直接支援は難しい面があると認識していることから、今後調整整備がされるものと期待している
- ・沿岸南部地区の図書館で相互応援体制を編成し、被災図書館は連絡担当館を通してグループ内の図書館に応援を要請することができる
- ・グループごとに代表館を決め、支援体制を県立図書館と協議しながら、応援方法を検討していく
- ・相互応援体制のガイドラインが決まっている
- ・地区別に応援体制が決まっていて、中心館が取りまとめて応援する
- ・可能な範囲で応援
- ・連絡調整、必要な情報提供、応援内容の把握・調整等
- ・有事にそなえて、あらかじめ相互応援に関する担当窓口を定める等の準備をすることとした
- ・○加盟館の被害状況の把握並びに事務局への報告 ○被害を受けた加盟館に対する応援内容の把握及び調整
- ・被災をしていない同共同事業体運営の図書館より人的支援が可能
- ・物資・人材による応援
- ・災害時において、情報提供や復旧対策の検討を協力して行うこと
- ・緊急連絡網が設置されている
- ・決まっていない

## エ 都道府県外図書館との連絡体制は決まっているか

市区町村立図書館で、都道府県外の図書館との連絡体制は「決まっていない」という回答が1,213自治体（95.6%）だった。

表 3.9 都道府県外図書館との連絡体制

回答項目	回答数	構成比
決まっている	15	1.2%
決まっていない	1,213	95.6%
無回答	41	3.2%
合計	1,269	100.0%

## オ 申し合わせの相手

具体的な自治体名を2館が回答。ほかに、「指定管理館ですので、本社が統括し、全国規模で対応しています。」という回答が1館からあった。

## カ 応援体制の内容はどんなものか

5自治体（0.4%）が回答。下記のような回答があった。

- ・被災した図書資料の修繕
- ・自治体の災害時協定締結による応援
- ・被害状況に応じて、本社が緊急対策本部を設置し、対応します
- ・職員の応援等（具体的には状況により判断）
- ・なし

## (3) 都道府県立図書館間の相互協力、支援体制

### ア 他の都道府県立の図書館との連絡協力は決まっているか

都道府県立図書館間では、連絡体制は「決まっていない」という回答が36自治体（76.6%）だった。

表 3.10 他の都道府県立の図書館との連絡協力

回答項目	回答数	構成比
決まっている	11	23.4%
決まっていない	36	76.6%
無回答	0	0.0%
合計	47	100.0%

## イ 申し合わせの相手

具体的な館名のほか、関東甲信越静地区都県立図書館間の「大規模災害時における都県立図書館相互の応援に関する申合せ」が各館から挙げられた。

## ウ どのような応援体制か

10自治体（21.3%）が回答。

以下にその一部を列举する。なお、具体的な自治体名は表現を変更し、紙面の都合上、重複する部分は省略したものもある。

- ・被害状況や応援措置要請の情報収集及び情報提供、落下・破損した資料の救出整理及び応急措置の対応
- ・1) 被害状況等情報収集及びインターネット等を活用した情報提供 2) 落下または損傷した資料等の救出整理及び応急処置 3) 地域資料等貴重資料の預かり保管 4) 特に要請のあったこと 他
- ・○災害時の応援調整に当たる窓口都県を設定 ○初期応援及び二次的応援措置の内容 ○平常時の取組
- ・「大規模災害時における都県立図書館相互の応援に関する申合せ」により、初期応援は、情報収集・他の図書館等に対するインターネット等を活用した情報提供、県内の市区町村立図書館の被害状況の情報収集・インターネット等を活用した情報提供、二次的応援措置は、書架からの落下又は損傷した資料等の救出整理・応急措置の対応、図書館所蔵の地域資料等貴重資料の預



かり保管 ※詳しくは日本図書館協会 HP に申合せ本文が掲載済み

(<http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/content/shinsai/kyoutei20120309.pdf>)

- ・被害状況等の情報収集及び情報提供、要請があった応援
- ・ブロック内でグループ分けを行い、応援調整窓口となる自治体をあらかじめ決定、被災状況により情報収集や情報提供、応援の調整等を行う

### 3 協力（援助）内容の希望

#### (1) 都道府県立図書館／隣接都道府県から自館が被災した際にはどのような協力（援助）が欲しいか

41 自治体 (87.2%) が回答。被災してから復旧が終わるまでの間の図書館サービスに関するもの、復旧に関するもの、情報収集などがあった。

以下にその一部を列挙する。なお、具体的な自治体名は表現を変更し、紙面の都合上、重複する部分は省略したのものもある。

- ・関東地区公共図書館協議会平成 24 年 3 月 9 日決議の申し合わせの内容
- ・被害状況や時期によって、希望する協力（援助）は異なると思うが、次のような協力（援助）を希望する。 ○県内市町村の被害状況の情報収集及び情報提供 ○被災資料（貴重資料を含む）の救出・整理・保管 ○資料収集の援助 ○レファレンス援助 ○開館に向けた準備（全般）の援助 ○県内市町村立図書館へのボランティア派遣調整
- ・復旧のための物質・人的両面の援助。汚破損資料の修理、整備のための人的援助
- ・被害状況等の情報収集及び情報提供、図書の救出整理及び応急措置の対応、ボランティア等の斡旋、その他特に必要な事柄
- ・被災状況により支援して欲しい内容が異なると思われるので、その時々に応じたフレキシブルな支援を希望する
- ・人的援助、毛布等の防寒具、食料・飲料、図書及び書架の寄贈
- ・○館内（閲覧室や書庫等を含む）の整理や復旧に関する人的援助 ○貴重資料等の一時預かり
- ・○利用制限の緩和（当館からのサービス提供に支障が出るほどの被災の場合は、臨時的に、当館の利用者が近隣府県の図書館でもサービスを利用できるようにしていただけると有難い） ○人的支援（可能な範囲で、書架等の現状回復等にご協力いただきたい）
- ・情報ライフラインが途絶えた場合の、県内図書館の被災状況の情報収集代行
- ・被災経験がある、図書館業務に精通している等、即戦力となる人員の派遣
- ・資料の提供（寄贈・複製・協力貸出等）
- ・紛失した資料の補充、業務再開までの人的援助／複本、棄却本の寄贈
- ・1 人的支援
  - ①倒れた書架や散乱した資料の整理作業（館全体） ②司書等図書館関係者による資料の分類整理、簡易修復、データ整理 ③修復の専門家による本の修復および貴重資料の修復指導 ④開館に向けての準備作業と開館後の補助 ⑤被災県からの復旧に向けてのアドバイスおよび指導
- ・2 物的支援
  - ①本の寄贈：出版社、個人、特に郷土資料（複製でも可） ②消耗品：図書装備用、事務消耗品など ③備品：パソコン、書架、閲覧テーブル、イスなど

### 3 サービス支援

- ①被災情報の発信（当館の被災状況など） ②避難所への巡回図書館や読み聞かせ ③資料（特に郷土資料）の貸借について、貸出の期間・条件等の便宜を考慮して欲しい

### 4 金銭面等の支援

- ①備品、消耗品購入予算 ②人の配置などに関わる予算 ③資料の寄贈協力

(2) 都道府県立図書館／遠隔都道府県から自館が被災した際にはどのような協力（援助）が欲しいか  
39自治体（83.0%）が回答。

以下にその一部を列挙する。なお、具体的な自治体名は表現を変更し、紙面の都合上、重複する部分は省略したのものもある。

- ・各県内の支援者（個人・団体）の窓口役 ・被災資料の修復、デジタル化等の支援協力
- ・新聞、定期刊行物の欠号補充
- ・物的支援
- ・情報支援（当館からの発信も含めて）※窓口を一本化した体制の構築
- ・落下した資料の整理及び破損した資料の修理補助
- ・初期応援は、情報収集・他の図書館等に対するインターネット等を活用した情報提供、県内の市区町村立図書館の被害状況の情報収集・インターネット等を活用した情報提供、二次的応援措置は、書架からの落下又は損傷した資料等の救出整理・応急措置の対応、図書館所蔵の地域資料等貴重資料の預かり保管
- ・人的ボランティア
- ・レファレンス援助
- ・図書や備品等の提供
- ・災害に関する情報の提供。相互貸借、文献複写等に関する便宜
- ・他の都道府県へ避難した県民に、本県の情報等の提供など
- ・被災状況にもよるが、当県利用者の一般レファレンスを受け付ける、必要な消耗品等の寄付など全国的な応援体制を作っていたらと動きやすい
- ・被災状況により支援して欲しい内容が異なると思われるので、その時々に適したフレキシブルな支援を希望する
- ・（被災の状況によるが）遠隔地からしか得られない被災や援助に関する情報提供、新聞原紙の送付提供、当館への資料相談の援助・資料の貸出、図書館の復興に向けた物理的・人的なサポート、各都道府県へ避難した当県民へのサービスの実施
- ・FAX、メールによる情報の提供、図書の提供
- ・規定していない

(3) 市区町村立図書館／都道府県内市区町村から自館が被災した際にはどのような協力（援助）が欲しいか

937自治体（73.8%）が回答。被災から復旧までの図書館サービスを支えるもの（カウンター要員、図書館サービスに必要な消耗品や機器の援助、資料の貸出、ブックモービル、避難施設への図書館サービスの支援、広域利用サービスや一時的に居住地域を離れた被災者へのサービス要請など）、復旧のための援助（落下本の整頓、汚破損本の修復や補充、図書館備品や消耗品の援助、復旧のた

めのノウハウの情報や知識・経験を持った職員の派遣など)、情報提供(災害についての情報、各図書館の被災状況や開館状況、自館の状況の公報代行(情報インフラが止まった場合)など)が挙げられた。

他に、図書館(あるいは図書館を含む複合施設)が避難場所に指定されていてその管理運営をすることになっている場合に必要と思われる食糧医薬品などの物資や人員を挙げたところも多数あった。

以下にその一部を列挙する。なお、具体的な自治体名は表現を変更し、紙面の都合上、重複する部分は省略したものもある。

- ・検討中
- ・人的支援、物的支援、情報
- ・被災経験がないので分からないが、強いて言うならば、早期再開のための援助
- ・片付けなどのための人的協力
- ・以下全ての設問について、被災レベル/被災範囲の指定がないため、具体的な記述は不能
- ・(被災していない館からの)復旧に係る人的援助
- ・資料の修復
- ・人的支援・複本などの長期貸し出し
- ・被害の状況に応じた支援(汚損、破損した本が多ければ本の寄贈や図書購入費の寄付。建物が損壊していれば補修。可能なら人的支援)
- ・蔵書の確保協力、及び自館職員が大量に勤務困難となった場合の人的支援
- ・考えたことはないが、災害がある程度落ち着いた段階で図書が求められると思います
- ・復旧までの間の自館所蔵資料のILL
- ・瓦礫等の撤去補助。消失した資料の寄附。汚損・破損した郷土資料の修復補助
- ・①人命救助 ②水・食料 ③暖房や防寒具/被災の状況により内容は変わってくると思いますが、住民への最低限のサービスが提供できる体制を整えるための援助を希望します
- ・図書館機能の補充
- ・自館復旧までの当町利用者の引き受け(近隣のみ)、図書寄贈など被災資料復旧のための援助、被災図書修復などにかかる人的援助等
- ・近隣図書館の被災内容の提供
- ・(使用不可の書籍の冊数にもよりますが)移動図書などのように本の貸し出しをしていただけると助かります
- ・受入資料のブッカー等装備支援
- ・新刊を含めた全ての本に対しての相互貸借
- ・災害のない地域のため考えたことがない
- ・勤務経験のある司書の派遣
- ・地域資料の寄贈
- ・人的援助(資料運搬)・運搬用ダンボールの提供
- ・資料の破損状況により、修理及び大量の寄贈図書があれば登録作業への協力
- ・図書館の実務的な業務を担える人材の派遣
- ・郷土資料等の貴重資料が被災した場合、複本があれば提供してほしい
- ・県内図書館の被災状況及び閉館や開館時間短縮などの情報

- ・被災者の心が和むような資料の提供
- ・子どもたちへの読み聞かせなど人的援助
- ・自館及び本村で対応するので、他からの協力は特に考えていない
- ・建物ごと使えなくなった場合の建設の費用や、本の購入等
- ・支援情報の提供及び自館に代わっての情報発信
- ・○ 短期的には、図書資料等整理に向けた人的援助及びBM車の燃料(安定供給されるまで)
- 中長期的(2ヵ月～2年)には、各避難所や仮設住宅を巡回するBM車のスタッフ及び読み聞かせボランティアの援助
- ・地震の場合は落下した図書の復旧作業員、ブックトラックなど
- ・震災であれば、同県内からは見込めないと史料
- ・貴重資料等の一時預かり。絵本等の寄贈
- ・復興に関するすべてのことで協力をお願いしたい
- ・正確な情報の提供
- ・当図書館への寄贈を図書館経由で行いたいとの申し出があった場合、当図書館に事前に連絡をいただくか、汚れた本が無いかなどを確認してほしい。全ての寄贈本を確認し登録するのは難しく余裕が無いと思われる
- ・各地に避難している町民に居住している図書館を利用させていただきたい
- ・復旧方法の情報交換
- ・資料等が被災した際、必要に応じ復旧に係る応援。館内の片付け、資料の廃棄・焼却、資料の寄贈(廃棄資料の補充のため)、地域資料の複製化、CDケースの割れの確認。状況に応じて、ボランティア職員の派遣
- ・貸出用PCの貸与
- ・被災対処に際して、不明な点が発生した場合に、その事案に対して相談できるようなホットライン等窓口の設置
- ・災害物資、携帯無線、身障者用の帰宅手段
- ・震災関連の情報提供
- ・水、非常食、救急用品、ふとん・毛布等の寝具、電池など
- ・職員の応援(システム復旧のための応援、書架整理、相互貸借制度の補完、災害関連レフェラルサービス他)
- ・市民の生命・安全の確保に関する活動が第一であり、図書館活動の復旧に関する優先順位は、被災や生活復旧の度合いによっては低いものとする。「一定の落ち着きを取り戻した後」であれば、メンタルケアに資する読み聞かせ活動。書架の復旧活動
- ・金銭的な援助 可能であれば人的な援助も
- ・資料提供・図書館としての機能を備えた場の提供(共有化)
- ・救援物資(書架、閲覧用備品、文房具、冷暖房器具、燃料、水、衛生用品、照明器具、発電機、清掃用具、ラジオやテレビ、運搬用車両、補修用資材、一般書・児童書・視聴覚資料などの資料、パソコンなど)
- ・司書資格を有する職員に、本の分別(使えるかどうか等)、整理や配架作業
- ・避難所等への視聴覚機器・教材の貸出について、台数確保のための機器援助
- ・図書館間で独自に協力を求めあうのではなく、自治体間の災害対策本部による協力体制が決めら

れた上でのことである

- ・新聞、雑誌廃棄時の譲渡
- ・想定したことがないので、わからない
- ・レファレンスの対応協力
- ・まず、互いの安否確認。壊れた状況の確認、近いところで、お互いになにか協力できるか連絡を取り合えばよいと思う
- ・大量の資料を廃棄せざるを得なくなった場合、資料の寄贈や募金／復旧していく上での相談、アドバイス、情報提供、作業人員
- ・マンパワー、広報、資料
- ・被災から開館までの期間短縮を図るため人的応援をお願いしたい
- ・なによりもまずは、情報提供が欲しい。それと、災害時における図書館活動として、図書のかわりに、災害に関する情報の収集・整理・保存そして提供を行うことを第一とし、それは災害対策本部ならびに地域で被災された方々への提供を行えるようにすることが大事だと思う。図書館を閉館するのはしかたがないとしても、情報の専門家である図書館職員を、そのもっているスキルを活かす活用を考えていただきたい
- ・子どもや高齢者向きの本を貸していただきたい
- ・相互貸借資料の借受要件の軽減
- ・避難所への本雑誌の提供
- ・専門の職員からのアドバイス
- ・地震情報・交通機関情報・医療機関情報・生活支援情報等の提供
- ・サーバー本体ごと、個人情報等のデータを預かってほしい
- ・1、濡損資料の早期処置のための人員及び物品（例マスク、タオル、薬用エタノール等）の援助  
2、廃棄した資料の提供 3、医薬品、食料（保存食）等の援助
- ・ライフラインが確保されてから片付けにきてもらいたい
- ・「人」「飲・食料」「図書や書架の寄贈」「宿泊用毛布等」「仮設電話」「仮設トイレ」
- ・ボランティアを受け入れる際の手続きなどの支援や、資料の提供など
- ・収集した被災記録、復旧、復興記録の情報の共有／本の修理等に手馴れた人材の派遣
- ・ブックモビルの運行／相互貸借の依頼をしないようにしてほしい
- ・避難場所の提供
- ・資料のよくわかる司書の援助
- ・想定質問が抽象的で大きな内容なので、一自治体としての一般的な要望なら回答できるが、図書館独自の要望としては回答不能です（以降の質問も同様）
- ・おはなし会等のイベント開催
- ・津波や建物崩落等の災害により傷んだ図書館資料を、廃棄か復旧できる資料かを選別したり、大切な地域資料等をできる限り復旧していく技術を持った作業スタッフ
- ・当館は避難所であり、物資の配給及び情報の提供を望む
- ・相手先をに関わらず、最も欲しい協力（援助）は、（復興）資金の援助。個人ではないから、資料（図書等）の貸与援助を受け入れても、図書館としてのまとまった資料構成にはなりにくいから
- ・情報（新聞等）の送付
- ・新聞や雑誌の送付（コピー等）

- ・被災後、落ち着いてからは本の修復を指導して下さる講師の方を派遣して欲しいです
- ・県立、市立等の図書館・美術館・博物館からの職員派遣。日図協やNPO、図書ボランティア団体による、被災した資料の修理、復旧作業。阪神・東北など、実際に被災して復旧した経験を持つ図書館より復旧のノウハウの提供
- ・物資支援（段ボール・貴重資料寄贈・一般資料寄贈・避難者用食料）
- ・防災道具、非常食、医療品等の備品。郷土資料等の高額修復のための費用
- ・今後の課題として受け止め、協議等を行っていききたい
- ・東日本大震災時に復興支援チームが派遣され半年間の支援活動を行った際、特設図書館に関する協力の依頼がなかった経験を踏まえると、災害時早急に援助が必要とは思われない
- ・図書館も規模も小さいので特になし
- ・特になし

#### (4) 市区町村立図書館／都道府県から自館が被災した際にはどのような協力（援助）が欲しいか

889 自治体（70.8%）が回答。上記の、都道府県内市区町村から受けたい支援に加え、都道府県域内の状況（図書館の被災・開館状況）などの情報を挙げるところが多かった。また、財政的支援を挙げるところも多かった。

また、都道府県内の取りまとめや都道府県外との連絡・受援の窓口機能も多く求められていた。

以下にその一部を列挙する。なお、具体的な自治体名は表現を変更し、紙面の都合上、重複する部分は省略したものもある。

- ・人的支援、物的支援、情報／復旧に要する資金援助、及び都道府県外からの復旧ボランティアの自治体への按分、エリア内支援体制の整備・供給
- ・災害補助金などの復旧支援
- ・考えたことはないが、災害がある程度落ち着いた段階で図書が求められると思います／図書館復旧のための財政支援
- ・復旧のノウハウ等
- ・暖房や防寒具
- ・図書館を再建することになったときの様々なアドバイス
- ・被害の状況にもよるが、災害復興の財政的支援
- ・図書寄贈など被災資料復旧のための援助、被災図書修復などにかかる人的援助等
- ・ボランティア派遣等による人員確保
- ・①地域図書館の被災内容の提供 ②被災後の自館運営上での蔵書援助
- ・図書館も規模も小さいので特になし
- ・蔵書を整理するための人手
- ・○図書館システム委託料等の全額負担 ○相互貸借費用の全額無償化
- ・施設修復等に関する援助
- ・図書館システム再構築のための財政的支援と技術的支援（再建指導者の派遣等）
- ・まとまった冊数の協力貸出
- ・汚損、破損図書の補充協力
- ・開館準備作業の協力
- ・勤務経験のある司書の派遣

- ・修理ボランティアの講座等への講師派遣
- ・情報の取りまとめ、収集・発信、職員派遣の調整など
- ・自動車図書館による配本
- ・直接的には、自治体内の災害対策本部からの指示によるが、間接的には図書資料の提供を希望する
- ・自館の災害状況や資料の提供等について他館に流していただき、県内外に周知してほしい
- ・地域資料が焼失した場合、同一資料の提供呼びかけ
- ・ボランティア派遣等のコーディネート
- ・システムの早期復旧に係わる体制。人的支援。図書が利用不能になった場合の支援（金銭面も含む）
- ・○資料修復…郷土資料を中心に損失した資料の修復または複製の提供（必要に応じて） ○支援体制のコントロール…被災状況を把握し、県内各図書館に対して必要な
- ・被害があった際、対応について連絡をいただき、ご指導をいただければと思います
- ・被災した図書資料の復元のために金銭的な援助と技術的な援助
- ・貴重資料が被災した場合、修復のための支援や仮保管等への協力が欲しい
- ・重症なけが人等が出た場合のドクターヘリ、緊急搬送
- ・もし、可能なのであれば（県立も被災していないと仮定して）直接被災している図書館に足を運び、そこの職員と相談しながら協力・援助の内容を決めて欲しいと思います
- ・県内各図書館の被災状況・復旧状況等の情報を、県立図書館から一括して得られたのは良かった相互貸借制度の非常時の対応や取扱いについての取り決めがあると良い
- ・被害状況のとりまとめと県内図書館の開館状況を知らせる。特に被害が大きかったところからのリクエスト等の受付
- ・市民への貸出業務（相互貸借含む）の代行及び学習スペースの確保や復旧作業の援助など
- ・財政的援助（建物の修繕、備品及び図書館資料等の購入、システム復旧に係る経費に対する補助等）
- ・①復旧に向けての支援要員②食料の支援③防災用品の支援（図書館が緊急避難場所になる可能性が高く、敷くもの、毛布や衛生用品等）④冬の場合（インフラNG・・石油ストーブ、カイロ等）
- ・被災対処に際して、不明な点が発生した場合に、その事案に対して相談できるようなホットライン等窓口の設置
- ・図書館の人的損害（館長等管理職級職員・司書）に対して、これを補う人的援助。また、災害が広域に及ぶ場合は各市の非常時図書館サービスと復旧作業の統括を行い、サービスや物資の重複や欠乏をなくすための調整
- ・不要家具等の提供・復興へのノウハウ
- ・建築士に建物がこの先使用に耐えられるか。どの程度補修を要するか等
- ・地震についての情報提供、国からの援助などについての情報提供
- ・自治体間での協力体制の中で決めるべきものなので、図書館独自の要望は考えていない
- ・当館蔵書復旧までの間、相互貸借の緩和（期間、冊数等）。レファレンス、コピーサービス等の代替受付
- ・電算システムの相互使用
- ・瓦礫等障害物の撤去

- ・被災者のための情報発信として、地図、交通情報、災害関連情報の提供。県内図書館員の応援を状況把握したうえで手配してほしい。図書館の資料購入のための募金活動
- ・相互貸借資料の免責
- ・図書館の正規職員は自治体の被災者支援に回っているので、図書館の復旧を担う人がいないと考えられる。県が被災地図書館に職員を派遣し、とりあえず図書館資料の散逸を防いでほしい
- ・県の移動図書館車等を貸していただきたい。相互貸借の送料を県立で負担してほしい
- ・復旧に関する全般的な指導、援助 ・復旧のための専門家、指導者の派遣 ・建物等が復旧した後の設備（什器等）援助および資料収集、資料提供に関する援助
- ・都道府県内の各自治体図書館及び全国の図書館への連絡・要請の取りまとめ
- ・被災時に登録制の有司書資格者・図書館勤労経験者のボランティア人材バンクを作り、要望に応じたボランティア派遣システムの構築とボランティア派遣実施をして欲しい
- ・医師、医薬品／仕事の応援や読み聞かせなどを行う、人的支援
- ・同一都道府県内の市区町村と同じく、その時の被災状況により人手の確保と今後の立て直しについて、一緒に考えたり相談等できる体制（県立）がしっかりあることが望ましいと思う
- ・被災から復興するための参考事例・マニュアル
- ・被害状況による。復旧工事等で資料の待避をする場合、置き場所を提供してほしい
- ・本の修理等に手馴れた人材の派遣
- ・新聞など、取得が困難と見込まれる重要な情報のフォロー
- ・被災者への貸出等の便宜を図る
- ・○応援体制の指揮を取っていただきたい。○平時から県下で被災館が出た場合の復旧援助や被災住民の隣接自治体図書館利用などの応援体制のマニュアル化や取り決めをお願いしたい
- ・相互貸借の依頼をしないようにしてほしい
- ・代替貸出サービス支援
- ・他都市との情報の中継（本市への情報提供と他都市への情報発信）
- ・寄贈資料の仕分け支援。復旧後のシステム導入の際のデータ入力支援
- ・物資支援（段ボール・貴重資料寄贈・一般資料寄贈・避難者用食料）
- ・災害で資料が汚損・破損した際の、資料修復マニュアル。郷土資料等の高額修復のための費用
- ・資料が被災した場合は、図書資料の補充に協力してほしい
- ・とくにありません

**(5) 市区町村立図書館／都道府県外市区町村（隣接）から自館が被災した際にはどのような協力（援助）が欲しいか**

760 自治体（59.9%）が回答。都道府県内と同様の回答が多いが、人的支援（被災経験のある人員や図書館専門職である司書）の要望が強かった。広域利用サービスや一時的に居住地域を離れた被災者へのサービス要請などの要望も強い。

以下にその一部を列挙する。なお、具体的な自治体名は表現を変更し、紙面の都合上、重複する部分は省略したものもある。

- ・隣接県なし
- ・（同時に被災していなければ）人的支援・複本などの長期貸し出し
- ・声援



- ・ 書架整理・設備復旧
- ・ 職員派遣
- ・ 暖房や防寒具
- ・ 図書館も規模も小さいので特にない
- ・ 地理的に難しい
- ・ 隣接市町村の被災状況にもよるが、当館が他と比べ著しい被災状況の場合、本町利用者の隣接市町村図書館利用の支援
- ・ 金銭的援助（募金箱の設置など）
- ・ 汚損・破損図書 of 補充協力
- ・ 協力貸出の拡大
- ・ 勤務経験のある司書の派遣
- ・ 資料の寄贈
- ・ 復旧のための人的支援
- ・ 足りない物資や備品援助
- ・ 図書館運営可能な物資、人的支援
- ・ 災害の規模や範囲によって異なる。図書館だけに止まらず、自治体全体での状況を見ながら、人的支援などが判断されるものとする
- ・ 想定はしていないが、県内同様の協力を受け入れたい
- ・ 館内整備等へのマンパワー
- ・ 利用者登録要件の緩和。貸出要件として当該自治体内の在住者に限るなどの地域制限が規定されている場合があれば緩和してほしい。寄贈本が多く寄せられた場合の仕分作業への協力
- ・ 蔵書の破損の場合⇒復旧要員の派遣。破損蔵書の補充の支援。BM車の派遣
- ・ 人的・物質的援助（資料の提供・事務物品・日用品・飲料水・食料・医薬品）
- ・ 被災している図書館のある県立図書館からのオーダーを受けてから動き出して欲しいと思います  
何が必要か何をしてほしいかを確認してからの応援・援助が必要です
- ・ 図書の寄贈、不要家具等の提供。人的援助/資料提供/郷土資料の保存
- ・ 自治体として協力体制を考えているため、図書館として希望するものはない
- ・ 近隣市からは郷土資料の支援
- ・ 被災の規模にもよるが、自館が被災した場合、広域周辺も同様の被害が予想されるため特になし
- ・ 復旧用物資の援助
- ・ 不要
- ・ 書架から落ちた資料の整理など館内の片付け作業
- ・ 相互貸借、文献複写等の便宜供与（FAX、電子メールでの提供等）
- ・ 図書及び備品の寄付
- ・ 職員の助成
- ・ 子どもたちへの読み聞かせ等
- ・ なによりもまずは、情報提供が欲しい。それ以外は、被災状況にもよるので、いまここで「どのような協力（援助）が欲しいか」と訪ねられても、答えようがない
- ・ 建物等が復旧した後の設備（什器等）援助および資料収集、資料提供に関する援助
- ・ 避難してきた町民の利用等の受入（利用登録、資料の利用等）

- ・被災は自館だけでないため、市民等の消息等の情報のやり取りを行いたい
- ・当館は他府県と隣接しないものの、一般論として緊急時相互利用協定は利用状況により府県境を跨いで結ばれる必要がある
- ・普段から危機管理対策を行っていないので、よくわからない
- ・逐次刊行物等の提供
- ・視聴覚機器 テレビ・DVD等
- ・施設利用者の安全確保及び避難誘導が第一であり、業務は非常時優先業務としては休止する。よって資料の修理・整理の時期は遅れることが予想される。その作業において応援を希望する
- ・相互貸借／被害が県全域に及び場合は、通常業務が行えるための協力。被災資料の復元。過去に同様の被災経験がある場合にアドバイスを請いたい
- ・人的支援（清掃等人手）・物資支援（段ボール・貴重資料寄贈・一般資料寄贈・避難者用食料）
- ・近隣自治体の司書応援による本の廃棄作業（廃棄前に本のタイトルとバーコード部分の切り取りこの部分を切り残しておく、除籍データを作成する際に役に立つ）。復旧作業では、司書はNDC分類が解っているため本の戻し入れ、並べ替えをする際にスムーズに進めることができる（広域水害時の図書館ボランティア支援実績）
- ・図書館修復のための人材派遣及び修復のためのマニュアル
- ・食料、衣類、寝具

(6) 市区町村立図書館／都道府県外市区町村（遠隔）から自館が被災した際にはどのような協力（援助）が欲しいか

724 自治体（57.1%）が回答。

以下にその一部を列挙する。なお、具体的な自治体名は表現を変更し、紙面の都合上、重複する部分は省略したものもある。

- ・電子サービスの特例開放（電子図書館の利用制限内に被災地を含める等）
- ・図書資料の支援
- ・声援
- ・特にありません
- ・人員の派遣／図書館も規模も小さいので特にない
- ・希望した本の寄贈など協力していただけたら助かります
- ・大災害後の支援となると、支援者の滞在場所の確保に難があるかもしれない
- ・ボランティア活動としての、図書装備支援
- ・金銭的援助（募金箱の設置など）
- ・協力貸出の拡大
- ・勤務経験のある司書の派遣
- ・想定できない
- ・資料などのソフト面での備品や書架などのハード面での備品の提供
- ・直接的には、自治体内の災害対策本部からの指示によるが、間接的には図書資料の提供を希望する
- ・図書館運営可能な物資支援

- ・ 寄贈図書の個人からの受け入れに対し仲介業務をお願いできれば
- ・ 建物ごと使えなくなった場合の建設の費用や、本の購入等
- ・ 災害の規模や範囲によって異なる。図書館だけに止まらず、自治体全体での状況を見ながら、人的支援などが判断されるものとする
- ・ 資料の提供、資料補修（当地に来て行うものではなく、先方に送って対応してもらえると助かると思う）
- ・ 寄贈図書のデータ入力
- ・ 図書や消耗品等の援助を望む。実際に被災された図書館の意見を伺いたい
- ・ 特に必要ない：今回の災害時も大学生のボランティア等の申し出がありましたが、開館後だったためお断りしました。万が一津波の被害があった場合はお願いするかもしれません
- ・ 利用者の広域利用の受入。支援人員の派遣
- ・ 移動図書館車の協力
- ・ 資料の修復や保存法 散逸した郷土資料等の寄贈やその呼びかけを全国に行って欲しい
- ・ ○図書の寄贈、不要家具等の提供 ○復興へのノウハウの伝授等 ○義援金など金銭的援助
- ・ 物的支援（被災者生活必需品・資器材・医療品）、資料支援、人的支援
- ・ 被害者の救護およびその後の片づけ
- ・ 自治体として協力体制を考えているため、図書館として希望するものはない
- ・ 被災状況に関する情報提供
- ・ 避難した市民に対する図書の貸出
- ・ 人的支援、相互貸借資料の貸出延長等
- ・ 避難所等への視聴覚機器、教材の貸出について、台数確保のための機器援助
- ・ 図書館の再建に係る援助
- ・ 資料整理管理のための人的支援、被災経験のある図書館からの知識経験等、必要と考えられる情報などの助言
- ・ 都道府県立図書館を通じた復旧作業要員の援助要請
- ・ 災害の規模・被害状況によって異なるため回答不能
- ・ 無（遠隔からは無理と判断）
- ・ 避難所等における読み聞かせなどの児童サービス
- ・ 国から国庫補助による図書費への補助など
- ・ マンパワー、広報、資料
- ・ 協定を結んだ町からのボランティア
- ・ なによりもまずは、情報提供が欲しい。それ以外は、被災状況にもよるので、いまここで「どのような協力（援助）が欲しいか」と訪ねられても、答えようがない
- ・ 図書館復旧のための資金作りにご協力願いたい
- ・ 仮説の図書館を設置した際、相互貸借の送料を無料にしてほしい。本の寄贈に協力してほしい
- ・ 同一県内市町村からの支援と同様に復旧作業に必要な人的支援
- ・ 衣料・食料などの物資、本、情報提供
- ・ ○資料の修繕や館内の片付け ○職員数が不足した場合、窓口対応のできる職員の派遣
- ・ 可能な範囲での、震災・復興に関する情報提供、及び、図書館機能復興への支援
- ・ がれきや本の片付け・・・協力先はどこでも良い（近隣・県内図書館は被災していると思われま

すので)

- ・建物の復旧にかかり図書購入費が削減されるので、寄贈などの援助を希望する
- ・その時点（震災直後、1か月後、3か月後等）にあった協力（援助）が欲しい
- ・都道府県内の市区町村と同様で、図書館が再開するまで、避難先での市民に対して図書の貸出の便宜を図っていただきたい
- ・資金
- ・輸送車両の提供
- ・リクエストがあった場合、破損・汚損した資料を優先的に貸借させてほしい
- ・図書や書架の寄贈
- ・図書館機能復帰のための、専門職員（司書）の派遣や本の寄贈
- ・ある程度復興の見通しがたってから、資料の寄贈等をお願いしたい
- ・被災状況の程度等により異なるが、通常利用ができるよう協力・支援をお願いしたい
- ・資料の寄贈、経験された館が実施した対応策の教示／近隣市町村全体が被災した場合における、その地域の「被災状況の把握」と「援助の受け入れ態勢」の取りまとめ
- ・本の修理等に手馴れた人材の派遣
- ・被災状況に応じた応援体制などの緊急の情報交換、図書資料寄贈・借用の有無など
- ・破損等した資料の提供・複写サービス、復旧のための人的援助
- ・職員の派遣・以前に被災した図書館からのノウハウの提供、レファレンス等書籍の寄贈
- ・被災者の避難先での読書援助。被災資料の修復技術指導
- ・図書館資料の寄贈などの財政援助
- ・復旧が困難なほどの災害に見舞われたら、図書館車等での図書の貸出の協力
- ・津波や建物崩落等の災害により傷んだ図書館資料を、廃棄か復旧できる資料かを選別したり、大切な地域資料等をできる限り復旧していく技術を持った作業スタッフ
- ・マニュアルの提供・指導（図書館資料の整理・整備。図書館設備の復旧等）
- ・利用者の受け入れ、被災した住民が近隣の図書館に行った際のカード発行等柔軟な対応
- ・国立国会図書館・大学図書館の電子コンテンツへの無料アクセス
- ・義援金
- ・被災経験のある館からは、復旧に向けた作業や運営のノウハウなど
- ・人的支援（清掃等人手）、物資支援（段ボール・貴重資料寄贈・一般資料寄贈・避難者用食料）
- ・友好都市からの災害ボランティア援助で、館内の書架の乾燥や、書架、家具等の移動等の支援（広域水害時の図書館ボランティア支援実績）
- ・被災後サービスができない遠隔地域への配本や移動図書館などの巡回
- ・図書館修復のための人材派遣及び修復のためのマニュアル、図書の寄贈

